

事 務 連 絡

令和4年2月2日

各都道府県 障害保健福祉担当主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和4年2月2日）」
の送付について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和4年2月2日）」を送付いたしますので、貴県におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

○賃金改善全般について

問1 令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、その場合、どの程度の賃金改善を行っている必要があるか。

(答)

毎月ごとに賃金改善額が交付額を上回ることを求めるものではないため、令和4年2月分及び3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2月分及び3月分の賃金改善に充てる必要はない。

ただし、賃金改善実施期間全体で、交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、計画的に賃金改善を行っていただきたい。

問2 「○月分の賃金改善」というのは、「○月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

(答)

賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「○月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「○月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。

○ベースアップ等に係る要件について

問3 令和4年2月分から賃金改善を行うことが交付要件とされているが、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応したとしても、4月分以降は毎月賃金改善を行うことが必要か。

(答)

本交付金については、賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを交付要件としている。

そのため、令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金で対応した場合であっても、令和4年4月分以降は、ベースアップ等による毎月の賃金改善を行うことが必要となる。

問4 ベースアップ等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、交付金の受給額が計画書作成時の見込額を上回り、ベースアップ等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改正し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

(答)

貴見のとおり。

問5 時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

(答)

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げに当たる。

問6 令和4年2月及び3月に一時金で賃金改善を行った場合、同年4月から9月までの6か月間においてベースアップ等に係る要件を満たしていればよい。もしくは、同年2月から9月までの8か月間全体で当該要件を満たしている必要があるか。

(答)

令和4年2月及び3月に、ベースアップ等以外の賃金項目について賃金改善を行った場合であっても、同年2月から9月までの8か月間全体の賃金改善額の3分の2以上はベースアップ等に充てられている必要がある。

問7 ベースアップ等に係る要件については、「福祉・介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問8 賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよい。

(答)

法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、福祉・介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。

問9 賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等に充てることが要件とされているが、ベースアップ等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

(答)

賃金改善実施期間全体で、交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない。

問 10 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

(答)

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

問 11 就業規則等の改正が間に合わず、本年 4 月以降にベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は本交付金の対象外となるのか。

(答)

貴見のとおり。

○その他の要件について

問 12 その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、福祉・介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

(答)

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で障害福祉サービスに従事していない職員の取扱いについては、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和元年 7 月 29 日) 問 11 を参照されたい。

なお、その他の職員にも配分を行う場合は、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。

問 13 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)について、いつの時点で算定している必要があるか。

(答)

令和 4 年 2 月サービス提供分以降について算定している必要があり、令和 4 年 2 月サービス提供分について同加算を算定していない事業所については、本交付金の対象とはならない。

○処遇改善計画書・実績報告書について

問 14 令和 4 年 2 月分及び 3 月分のベースアップ等について、処遇改善計画書にどのように記入すればよいか。

(答)

ベースアップ等に係る要件については、賃金改善実施期間全体で満たしていればよい。令和 4 年 2 月分及び 3 月分に限った記載を求めることはしていない。

問 15 処遇改善計画書の「福祉・介護職員等の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各障害福祉サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 16 事業計画書の提出期限は令和 4 年 4 月 15 日、実績報告書の提出期限は令和 5 年 1 月 31 日となっているが、それぞれの提出開始時期はいつ頃を想定しているのか。

(答)

提出開始時期については、各都道府県において適切に設定されたい。

問 17 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の福祉・介護職員等が入れ替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。

(答)

2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (Vol. 4) (令和 2 年 3 月 31 日) 問 2 及び福祉・介護職員処遇改善加算等に関する Q & A (令和 3 年 3 月 29 日) 問 14 を参照されたい。

○その他

問 18 賃金改善開始月に、都道府県に対して賃金改善開始の報告様式を提出するのはなぜか。

(答)

当該報告については、令和 4 年 2 月分及び 3 月分の賃金改善を行っていることを担保するため、令和 4 年 4 月 15 日までの提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただくこととしている。

そのため、原則として令和 4 年 2 月末日までの報告を求めているが、

- ・ 令和 4 年 3 月分とまとめて同年 2 月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年 3 月末日までの報告とすること
- ・ また、やむを得ない事情により、令和 4 年 2 月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこととする。

問 19 交付額の算出に用いる総報酬には、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算分を含めたものか。

(答)

貴見のとおり。

問 20 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施することが要件とされており、本年4月以降に新規開設する事業所は令和4年2・3月分の賃金改善を行うことができないが、本交付金の対象となるか。

(答)

本年4月以降に新規開設する事業所については、その他の要件を満たす場合には、本交付金の対象となる。

問 21 障害者支援施設が行う日中活動系サービスの交付率は、福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いと異なり、各サービスと同じ交付率を適用することとなるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 22 以下の①から③に該当する事業所について、本交付金の対象となるか。

- ① 令和4年2月分の賃金改善を実施したが、同年3月に事業所を休廃止した場合
- ② 令和4年2月分から4月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出したが、同年4月末に事業所を休廃止した場合
- ③ 令和4年2月分から5月分まで賃金改善を実施し、同年4月に処遇改善計画書を提出し、同年5月に交付決定が行われたが、同年5月末に事業所を休廃止した場合

(答)

①の場合は、交付申請時に事業所が存在しない、又は休止中のため、対象とならない。

また、②及び③の場合は、当該事業所に実績報告書の提出を求め、本交付金の支給要件を満たすことが確認できた場合には、対象となる。

問 23 令和4年3月分から本交付金の対象とすることは可能か。

(答)

令和4年2月分から賃金改善を行うことや、令和4年2月サービス提供分以降について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること等の要件を満たさない場合には、本交付金の対象とはならない。

○都道府県の事務等について

問 24 事業者から本交付金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答)

本交付金は、全額を福祉・介護職員等の賃金に充てることを支給の要件としている交付金であり、債権譲渡することは適当ではない。

このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない事業所に対する本交付金の支払いについては、都道府県にてご対応いただきたい。

問 25 国保連合会との交付対象事業所リストの連携について、決まった方法があるか。

(答)

交付対象事業所リストの連携方法等については、各都道府県において国保連合会と調整いただきたい。

問 26 月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、交付金の支払・返還をどのようにすべきか。

(答)

月遅れ請求等の対応については、実施要綱において「当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする」としているところ。

また、月遅れ請求等により、

- ・ 事後的に報酬が増額した場合
 - ・ 事後的に報酬が減額したが、当月の総報酬がプラスである場合
- については、交付金額の調整は国保連合会において対応がされる。

なお、

- ・ 事後的に総報酬が減額し、当月の総報酬がマイナスとなった場合
- については、交付対象期間全体でみたときに交付金額が適正なものとなるよう、都道府県に個別にご対応いただく必要がある。

問 27 事業所に対する交付決定について、処遇改善計画書の「2①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額」の額に基づき交付決定を行うこととしてよいか。

(答)

お示しいただいた方法を想定しているが、都道府県と事業所との事務処理については、各都道府県の財政担当部局と調整の上ご対応いただきたい。

なお、国保連合会から事業者を支払われる交付金額は、月ごとの確定した障害福祉サービス等報酬に交付率を乗じたものであり、処遇改善計画書の「2①介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額」そのものが支払われるものではない。

問 28 市町村が指定権者である事業所についても、本交付金については都道府県が対応する必要があるか。

(答)

貴見のとおり。

問 29 国保連合会に委託を行うか否かについては、各都道府県の判断と解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 30 令和4年2月分から9月分までの交付金全額をまとめて6月に事業所に対して支払い、実績報告書提出後に精算する取扱いが可能か。

(答)

毎月の障害福祉サービス等報酬に基づいて交付金額が決まるため、交付金の支払いは毎月行うことが適当と考えられる。